

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	公園緑地課
委 託 業 務 名	瀬田公園体育館エレベーター予防保全業務
委 託 業 務 場 所	大津市一里山六丁目
概 要	主ロープ取替等
契 約 期 間	令和5年7月27日 から 令和6年3月22日まで
契 約 年 月 日	令和5年7月26日
契 約 金 額	2,475,000円
契 約 の 相 手 方	[所在地] 大阪府大阪市北区堂島浜一丁目2番1号 [名 称] 株式会社日立ビルシステム関西支社
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	当該業者は、本昇降機装置の製造業者であり、かつ保守点検業務を行っている業者である。当該業者は、本昇降機設備の構造や仕様に精通していることから、本業務である主ロープをはじめとした部品の交換を行うことができる。また仮に本業務を別業者へ委託した場合、部品の交換だけでなく、昇降機本体から関連する機器すべてを改修する必要があることから、当該業者を選定した。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。  
2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策  
随意契約については、別途公表をしています。